**長野県技能士会連合会規約**

（名　称）

第1条　この会は、長野県技能士会連合会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所を長野県職業能力開発協会内に置く。

（目　的）

第3条　本会は、会員相互の協調と、技能・知識の向上を図り、技能士の社会的、経

済的地位を高め、もって産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　技能向上のための研修会、競技会等の開催と会員の行うこれらの事業への協力

(2)　技能士の社会的、経済的地位の向上のための諸活動

(3)　職業能力開発のための調査研究、資料配布ならびに技能検定制度の普及

(4)　会員の協調、親睦、その他本会の目的達成のために必要な事業

（会　員）

第5条　本会は、長野県内で組織された職種別技能士会（以下「正会員」という。）

ならびに本会の趣旨に賛同するもの（以下「賛助会員」という。）をもって組

織する。

２　本会の会員となるには、加入の申込みをし、会長の承認を受けなければなら

ない。

（会　費）

第6条　会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（役　員）

第7条　本会に次の役員をおく。

会　　長　　　１名

副会長　　　３名以内

常任理事　　　若干名

理　　事　　　若干名

監　　事　　　３名

２　会長は、理事のうちから、総会において選出する。

３　副会長及び常任理事は、理事会の意見を聞いて、理事のうちから会長が指名

する。

４　理事は、別表１の選出基準に基づき、会員から推薦された者の中から総会で

選出する。

５　監事は、会員のうちから総会において選出する。

６　第４の規程にかかわらず、総会後会員から理事の変更したい旨の届出があっ

た場合は、会長が審査し決定する。

７　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

８　副会長又は常任理事に欠員が生じた場合に、その後任者は、前任者の所属す

る会員のうちから、常任理事会の意見を聞いて会長が指名する。

その任期は前任者の残任期間とする。

－１－

（役員の職務）

第８条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定められた順序でこ

れを代理する。

３　常任理事及び理事は、会務を掌理する。

４　監事は、本会の業務及び経理の状況を監査し､その結果を総会に報告する。

（会　議）

第９条　本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

２　総会は、毎年１回定期的に開催するほか、理事会の決議により開催できるも

のし、別表１に定める数の代議員をもって構成する。

３　理事会は、第７条に規定する役員をもって構成する。

４　会議は、構成員の２分の１を定足数とし、会長が議長になり、議事は過半数

をもって決する。

（付議事項）

第10条　総会に付議する事項は、次のとおりとする。

役員の選出

事業計画、予算、決算、事業報告の承認

会則の改廃

その他会長が必要とする事項

２　常任理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

総会に付議する事項

その他、総会の委任する事項

（会　計）

第11条　本会の経費は、会費その他により賄うものとし、会計年度は、毎年４月１日

日から翌年３月３１日までとする。

（事務局）

第12条　本会の事務を処理するため、事務局をおく。

２　事務局の運営に関する事項は、会長が別に定める。

（補　則）

第13条　この規約に規定のない事項については、その都度会長が定める。

（附　則）

１　この規約は、昭和61年9月11日から施行する。

２　第9条に規定する総会の職務は、当分の間理事会が代行する。

３　創立の際選出された役員の任期は、昭和63年3月31日までとする。

４　第6条に定める会費の額は、正会員は、構成員1人当たり、年額600円、賛助

会員は、年額10,000円とする。

５　この規約は、平成 3年5月23日から施行する。

６　この規約は、平成 6年5月27日から施行する。

７　この規約は、平成10年5月26日から施行する。

８　この規約は、令和４年４月１日から施行する。

別表１　理事及び代議員数の選出基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能士の構成人員割 | 理事数 | 代議員数 | 備考 |
| 100人まで | ２人 | 3人 |  |
| 100人をこえ200人まで | ４ | ６ |  |
| 200人をこえ500人まで | ６ | ９ |  |
| 500人以上 | ８ | １２ |  |

賛助会員は、理事１名、代議員２名以内を選出する。

－ 2 －